

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（案）
に対する意見募集の結果について

令和 6 年 12 月
国土交通省 都市局

国土交通省では、令和 6 年 10 月 18 日（金）から令和 6 年 11 月 17 日（日）までの期間において、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（案）に対する意見募集を行いました。

本方針案に寄せられたご意見の概要及びそれらに対する国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

また、本基本方針は、12 月 20 日（金）付で公表しています。

今回の意見募集に当たり、皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 6 年 10 月 18 日（金）から令和 6 年 11 月 17 日（日）まで
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX 及び郵送

2. お問い合わせ先

国土交通省 都市局 都市環境課 パブリックコメント担当
(03-5253-8111 内線 33-345)

○基本方針（案）に対する意見募集に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※個人及び企業等から合計 10 件のご意見等をいただきました。

※本基本方針の策定と直接関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

NO.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	「市」を追加した「5 市町村の区域内～」ではないでしょうか。	緑地保全地域における都市緑地法第 8 条の規定による都道府県が緑の広域計画で定める行為の規制又は措置の基準は町村の区域内となります。なお、市の区域内の行為の規制又は措置の基準については市が定めることから、緑の基本計画の策定に関する基本的な事項において関連の記載をしているところです。
2	本文書は「誰」に対する文書なのか。都市開発は地方公共団体主導の場合もあれば、民間主導の場合もある。この「誰」に対するというところが一意に解釈出来ないため、しっかりとした見解をお示し願う。	本基本方針は特定の者を対象にして策定するものではありません。

3	都市における緑地の保全および緑化に関して今日的な価値をきちんと定義していただいたことは大変重要なことだと思っています。グリーンインフラとして多様な機能をもつ緑を 一の 1 緑地の保全および緑化の推進の意義として網羅している点は素晴らしいと思いました。 できれば文化面について、もう少し具体例を挙げて定義していただければより良いものになると思います。 日本の文化は全て四季折々の自然とともにあると思います。絵画、文学はもとより、総合的なものとしての茶道等、全て自然の多様性を感じ慈しむものではないでしょうか。たとえば夏草秋草図屏風を見て、ススキやフジバカマを見たことがなければ夏なのか秋なのかも理解できないでしょう。身近な自然の大切さを日本文化のためにも伝えていかなくてはならないと思います。 意見は以上です。	本基本方針の文化面に関する緑地の保全及び緑化の推進の意義は、一 1 (5) において、ご意見の内容も含め「都市の緑地は、地域の気候、風土に応じた特徴ある多様性を有することで、我が国固有の歴史や文化を形成する礎となる」と記載していることから、原案のとおりいたします。
4	・都市部の緑化による温室効果ガス削減効果は極めて限定的と思われ、且つ国際的に緑地や森林の温室効果ガス削減効果の指標は定まっていないと思料される中、それらを効果として謳うこと、また評価指標として扱うことに制度上の問題がないかご検討いただきたい。 ・ESG 投資の拡大により、民間による自主的な緑地整備、緑化の取り組みが進んでいる等の記載があるが、緑化施策そのものが ESG 投資、特にファイナンス誘導を促進している事例は聞き及ばないため、誤った情報とならないよう情報源を記載いただく必要があると思料する。(投資	・国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づき条約事務局に提出される温室効果ガスインベントリにおいて、都市緑化の CO2 吸収量についても報告しているところであり、吸収量の算定にあたっては国際的なガイドラインである IPCC ガイドライン等に基づいています。 ・本基本方針において、ESG 投資等の拡大の潮流を捉えて、今後、民間企業による緑地確保の取組への投資を促進することにより、都市の緑地の質・量両面での確保を推進していくことを趣旨として記載しており、ご意見のような、現在でも

	家の関心分野が都市緑化にある事例は聞き及ばないです。)	ESG 投資の拡大により緑地整備等の取組が進んでいるとの記載ではありません。そのため、原案のとおりいたします。
5	・優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、施行段階では認定に必要なコスト・労力に対し、メリットが釣り合っておらず、現行制度のまま民間企業の参画を促すことは難しいと思われる。 ・他認証との連携において、インセンティブとして機能する確度が高いものに GRESB 加点がある。GRESB は今後 TIRE1～3 の三段階に分割される流れがあるため、TSUNAG 認定緑地については GRESB TIRE1 の評価が得られるよう調整してほしい。 ・財政支援については現状緑地の創出についてのみなされるものであり、民間企業のさらなる参画を促すためには、TSUNAG 認定緑地の税制優遇や緑地の管理・運営に対する財政支援など、ランニングに対しても支援がなされる制度とすべきである。 ・投資家や事業会社らの混乱を招くため、類似する自然共生サイト（環境省）とのすみわけを整備していただきたい。	優良緑地確保計画認定制度については、適切な運用と認定された緑地確保の取組への支援、国際的な気候関連・自然関連情報開示の動きや基準との連動、並びに国際的・社会的な認知度の向上など今後の施策の充実を図ってまいります。 また、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく認定制度との連携も図ってまいります。